

令和 3 年度  
(2021 年度)

## 事業報告

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

公益財団法人 都道府県センター



## 公益財団法人都道府県センター事業の概況

公益財団法人都道府県センターは、定款に定める当法人の事業目的を達成するため、下記の各事業に取り組んでいる。

### 1 被災者生活再建支援法に基づく自然災害による被災者の生活再建支援事業

#### (公益目的事業1)

当事業は、阪神淡路大震災を契機として制定された被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法第66号）に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた被災者に対し支援金を支給し、被災者の生活再建を支援する事業である。

支給額については、平成19年11月の支援法の一部改正により、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とを合わせて、一世帯当たり最大300万円が定額渡し切り方式で支給されることとなっている。

また、令和2年12月の支援法の一部改正により、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加。令和2年7月3日以降に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯にも遡及適用し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃貸する場合は25万円が支給される仕組みとなっている（金額はいずれも世帯人数が複数の場合）。

支援金は、平成11年4月5日の事業開始以降、令和3年度末までの23年間で、累計297,628世帯に総額527,946,242千円を支給した。

### 2 都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う団体の支援事業

#### (公益目的事業2)

当事業は、都道府県行政の円滑な運営と進展に資するため、地方自治振興基金（30億円余）から生ずる運用益及び当該基金の一部取崩しにより、都道府県知事の全国的連合組織である全国知事会の活動を支援する事業である。

支援にあたっては、地方行財政に関する事項を調査・研究する委員会の活動や、先進政策バンクの運営を通じた各都道府県の先進政策事例の情報発信等、地方自治の円滑な運営に寄与する事業を助成の対象としている。

### 3 都道府県会館の管理運営事業（公益目的事業3及び収益事業1）

当事業は、東京における都道府県の活動拠点としての役割を担う都道府県会館の管理運営を行う事業である。

#### (1) 公益目的事業

都道府県及び都道府県行政に密接な関係を持つ団体に対し、近隣の相場よりも低廉な価格で事務所を提供するほか、会館の状態を良好に維持するため、各種設備等の修繕工事等を実施している。

また、会館内にある貸会議室については、会館入居者へ優先的に貸出している。

(2) 収益事業

民間業者に対し店舗等のスペースを貸付け、郵便局や飲食店等を設置し、会館入居者や近隣住民の利便性向上を図っている。

また、会館内にある貸会議室については、入居団体が使用していない時間帯に、広く一般に貸出している。

#### **4 都道府県有財産の損害に対する相互救済事業（公益目的事業4）**

(1) 建物共済事業

当事業は、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等（水力発電用機械を除く）の火災、水災、震災その他の災害の被害を相互救済する共済事業である。

47 都道府県等から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支払いを行っている。

(2) 機械損害共済事業

当事業は、建物共済事業と同様、地方自治法第 263 条の 2 に基づき、都道府県有財産等の水力発電用機械の被害を相互救済する共済事業である。

24 都道府県及び 1 市から共済業務を受託し、災害に際して災害共済金及び災害見舞金の支給を行っている。

#### **5 法人の運営**

当法人は、法令及び定款に基づいて理事会及び評議員会を開催し、所要の事項について決議・報告を行っている。

被災者生活再建支援法に基づく自然災害による  
被災者の生活再建支援事業（公益目的事業1）

## 1 被災者生活再建支援金の支給

令和3年度は、総額10,064,750千円の被災者生活再建支援金を支給した。内訳は、東日本大震災関係では、3,640,000千円、令和元年台風第15号・第19号等の一連の災害では、2,297,875千円、令和2年7月豪雨による災害では、1,689,937千円、令和3年福島県沖を震源とする地震では、737,312千円、平成30年7月豪雨による災害では683,250千円、それ以外の災害については、1,016,375千円の支給となっている。

令和3年度に発生した新たな支援法適用災害は、「令和3年7月1日からの大  
雨による災害（静岡県熱海市）」、「令和3年8月11日からの大  
雨による災害（佐賀県武雄市・嬉野市・神埼市・大町町、長崎県雲仙市・波佐見町、広島県安芸高田市、福岡県久留米市・田川市、長野県木曾町、大分県玖珠町）」、「令和3年4月1日に発生した強風による災害（島根県松江市）」、「令和4年福島県沖を震源とする地震（福島県、宮城県山元町・角田市・白石市・蔵王町・亘理町（令和4年4月末時点）」であり、これによる支給額は350,625千円となっている。

## 2 会 議

被災者生活再建支援事業運営委員会

- (1) 開催日 令和3年6月11日付け（書面開催）  
議 事 令和2年度被災者生活再建支援事業報告（案）及び同事業決算（案）  
について
- (2) 開催日 令和4年1月25日付け（書面開催）  
議 事 令和4年度被災者生活再建支援事業計画（案）及び同事業予算（案）  
について
- (3) 開催日 令和4年2月21日（WEB開催）  
議 事 罹災証明書変更に係る関係事務の適正化について

### 【被災者生活再建支援事業運営委員会委員名簿】

（令和4年3月31日現在）

職	氏 名
岩手県知事	達 増 拓 也
◎ 神奈川県知事	黒 岩 祐 治
山梨県知事	長 崎 幸 太 郎
大阪府知事	吉 村 洋 文
島根県知事	丸 山 達 也
香川県知事	浜 田 恵 造
宮崎県知事	河 野 俊 嗣

（◎：委員長）

## 3 その他

- (1) 支援金システムについて
  - ・令和2年度においてマイナンバー制度に対応するため必要なシステムの構築を行ったことに伴い、併せて支援金システムの改修を実施し、令和3年9月から新システムの運用を開始した。

(2) 仙台市マンション訴訟について

(概要)

- ・ 東日本大震災による仙台市太白区所在のマンションの被害認定を仙台市が大規模半壊から一部損壊に変更したため、一旦支給した支援金（全 93 世帯に合計 74,375 千円を支給）の返還を巡って当法人とマンション住民側との間で最高裁判所において審理が行われていた。
- ・ 93 世帯中 71 世帯が当初訴訟対象となり、これまでに訴訟取下げが 3 世帯、和解が 6 世帯、判決確定が 7 世帯、係争中が 55 世帯（返還請求額 44,625 千円）となっていたが、令和 3 年 6 月 4 日、最高裁判所の上告審判決で住民に支援金を返還するよう命じたことにより、当センターの勝訴が確定した。  
（令和 3 年度第 3 回理事会で報告済）

令和3年度における被災者生活再建支援金の支給状況

(令和4年3月31日現在/単位:円)

災 害 名 称	公 示 内 容			支 給 状 況	
	都道府県	適用区域	適用日	金 額	
東日本大震災	青森県	青森県	H23. 3. 11	3,640,000,000	
	岩手県	岩手県		0	
	宮城県	宮城県		207,500,000	
	福島県	福島県		678,625,000	
	茨城県	茨城県		2,753,875,000	
	栃木県	栃木県		0	
	千葉県	千葉県		0	
	埼玉県	(注1)		0	
	東京都	板橋区		0	
	新潟県	(注2)		0	
	長野県	栄村	H23. 3. 12	0	
平成28年(2016年)熊本地震	熊本県	熊本県	H28. 4. 14	534,875,000	
	大分県	由布市	H28. 4. 16	0	
平成28年台風第10号災害	北海道	(注3)	H28. 8. 30	2,000,000	
	岩手県	岩手県		0	
平成29年7月九州北部豪雨による災害	福岡県	福岡県	H29. 7. 5	35,625,000	
	大分県	日田市		35,625,000	
平成30年島根県西部地震	島根県	大田市	H30. 4. 9	0	
平成30年大阪府北部を震源とする地震	大阪府	高槻市	H30. 6. 18	1,000,000	
平成30年7月豪雨による災害	京都府	(注4)	H30. 7. 5	683,250,000	
	兵庫県	(注5)		0	
	岡山県	岡山県		0	
	広島県	広島県		391,625,000	
	徳島県	三好市		155,000,000	
	愛媛県	愛媛県		0	
	福岡県	(注6)		133,875,000	
	島根県	(注7)		375,000	
	山口県	(注8)		H30. 7. 6	750,000
	佐賀県	基山町		500,000	
	高知県	(注9)	H30. 7. 6-8	0	
岐阜県	関市	H30. 7. 8	1,125,000		
平成30年北海道胆振東部地震	北海道	北海道	H30. 9. 6	63,875,000	
平成30年台風第24号による災害	鹿児島県	(注10)	H30. 9. 29	6,000,000	
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	佐賀県	(注11)	R1. 8. 28	15,875,000	
令和元年台風第15号による災害	東京都	(注12)	R1. 9. 8	5,375,000	
	神奈川県	横浜市	R1. 9. 9	1,000,000	
令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害	茨城県	茨城県	R1. 9. 9	4,375,000	
令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害	千葉県	千葉県	R1. 9. 9	53,875,000	
令和元年台風第19号による災害	岩手県	(注13)	R1. 10. 12	1,755,250,000	
	宮城県	宮城県		24,375,000	
	福島県	福島県		286,125,000	
	栃木県	(注14)		757,125,000	
	群馬県	(注15)		113,375,000	
	埼玉県	埼玉県		4,000,000	
	東京都	(注16)		39,125,000	
	神奈川県	(注17)		9,000,000	
	新潟県	阿賀町		19,250,000	
	山梨県	上野原市		0	
	長野県	長野県		0	
	静岡県	(注18)		499,375,000	
				3,500,000	

災 害 名 称	都道府県	公 示 内 容		支 給 状 況
		適 用 区 域	適 用 日	金 額
令和2年7月豪雨による災害	熊本県	熊本県	R2.7.4	1,689,937,500
	鹿児島県	(注19)		1,318,812,500
	福岡県	大牟田市	R2.7.6	375,000
	大分県	(注20)		313,375,000
	岐阜県	下呂市	R2.7.8	46,625,000
	島根県	江津市	R2.7.13	10,750,000
令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県	福島県	R3.2.13	0
令和3年7月1日からの大雨による災害	静岡県	熱海市	R3.7.3	737,312,500
令和3年8月11日からの大雨による災害	佐賀県	(注21)	R3.8.11	98,750,000
	長崎県	(注22)		249,875,000
	広島県	安芸高田市	R3.8.12	225,125,000
	福岡県	(注23)		2,000,000
	長野県	木曾町	R3.8.14	13,500,000
	大分県	玖珠町		2,000,000
令和3年4月1日に発生した強風による災害	島根県	松江市	R3.4.1	5,000,000
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害 (適用区域は令和4年4月末時点)	宮城県	(注24)	R4.3.16	2,250,000
	福島県	福島県		0
計				10,064,750,000

- 注 1：加須市・久喜市  
2：十日町市・津南町  
3：室蘭市・南富良野町・白老町・洞爺湖町・新得町・清水町・幕別町  
4：福知山市・綾部市  
5：神戸市・宍粟市  
6：北九州市・久留米市・飯塚市・嘉麻市  
7：江津市・川本町  
8：岩国市・光市  
9：宿毛市・香南市・大月町  
10：徳之島町・天城町・伊仙町・与論町  
11：佐賀市・武雄市・大町町  
12：大島町・新島村  
13：山田町・宮古市・釜石市・久慈市  
14：宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町  
15：富岡市・嬬恋村  
16：あきる野市・日の出町・檜原村・大田区・八王子市・世田谷区  
17：川崎市・相模原市  
18：伊豆の国市・函南町・伊豆市  
19：鹿屋市・垂水市  
20：九重町・日田市・由布市・玖珠町  
21：武雄市・嬉野市・神埼市・大町町  
22：雲仙市・波佐見町  
23：久留米市・田川市  
24：山元町・角田市・白石市・蔵王町・亶理町

※返還含まず

都道府県行政の円滑な運営と進展に資する活動を行う

団体の支援事業（公益目的事業2）

## 地方自治振興事業助成金の交付

令和3年度は、全国知事会からの申請を受け、全国知事会の諸活動のうち、常任委員会・特別委員会等の活動経費、行財政に関する調査研究経費、広報経費等を対象に、38,990千円の助成を行うことを決定した。

都道府県会館の管理運営事業  
(公益目的事業 3 及び収益事業 1)

## **1 事務所の提供（公益目的事業）**

都道府県東京事務所及び都道府県行政に密接な関係がある団体に、都道府県会館内の事務室を貸与している。

令和3年度末において45都道府県の東京事務所（分室を含む。）並びに全国知事会等関係団体8団体が入居しており、令和3年度の管理料は460,363千円、賃料は58,770千円となった。

なお、令和3年度中、一般財団法人自治体衛星通信機構の本部事務所及び大分県東京事務所が新たに入居した（入居団体は資料のとおり）。

## **2 都道府県及び入居団体への会議室の提供（公益目的事業）**

会館内にある貸会議室について、都道府県や入居団体に、周辺施設の相場よりも低廉な価格で優先的に貸出しを行った結果、令和3年度の貸出し件数は619件、会議室使用料は13,432千円となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収となった前年度との対比で約7,700千円の減収となった。

## **3 外部への会議室の提供（収益事業）**

上記2のとおり、会館内にある貸会議室は都道府県や入居団体への貸出しを優先しているが、これらの団体の使用がない時間帯に、広く一般にも貸出しを行った結果、令和3年度の貸出し件数は186件、会議室使用料は11,392千円となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となった前年度との対比で約1,729千円の増収となった。

## **4 民間業者への店舗貸付け（収益事業）**

入居者や会議室利用者の他、近隣住民や近隣在勤者の利便性向上を目的として、郵便局や飲食店等の民間7業者へ店舗を貸付け、またコンビニエンスストア、自動販売機については営業委託を行っている。

令和3年度の貸付けによる賃料は19,599千円、営業委託による収益は2,043千円となった。

## **5 その他**

会館の適切な管理・運営のため、設備等の更新・修繕を順次実施した。主な工事は以下のとおりである。

- (1) 建築工事  
（排煙窓電動回転窓改修）
  
- (2) 電気設備工事  
（特高変電設備及びサブ変電設備計器類交換）

(3) 自動制御設備工事

(自動制御設備機器(リモートユニット)更新(8F~16F)、中央監視装置機器(統合コントローラ)更新(B3F~8F))

(4) 情報通信設備工事

(会議室予約システム(管理サーバー、予約システムソフト)更新)

(5) 空調設備ほか工事

(自動制御設備(VAV(可変風量装置))改修(5F~8F)、ガス吸収式冷温水発生機整備、空冷ヒートポンプチラー整備、消防用ポンプ分解整備、他)

## 都道府県会館 入居者一覧

令和4年3月31日現在

階 数	入 居 団 体 等
15 階	新潟県東京事務所、宮崎県東京事務所 北海道東京事務所（分室）、岩手県東京事務所（分室） 東京都事務室、自治体衛星通信機構（東京局）、地域医療振興協会
14 階	千葉県東京事務所、石川県東京事務所、岐阜県東京事務所 徳島県東京本部、長崎県東京事務所
13 階	山形県東京事務所、富山県首都圏本部、山梨県東京事務所 静岡県東京事務所、兵庫県東京事務所
12 階	宮城県東京事務所、福島県東京事務所、長野県東京事務所 和歌山県東京事務所、鹿児島県東京事務所
11 階	栃木県東京事務所、三重県東京事務所、島根県東京事務所 愛媛県東京事務所、佐賀県首都圏事務所
10 階	福井県東京事務所、鳥取県東京本部、岡山県東京事務所 熊本県東京事務所、沖縄県東京事務所
9 階	茨城県営業戦略部東京渉外部、神奈川県東京事務所 愛知県東京事務所、奈良県東京事務所、香川県東京事務所
8 階	群馬県東京事務所、埼玉県東京事務所、滋賀県東京本部 京都府東京事務所 都道府県センター被災者生活再建支援基金部
7 階	青森県東京事務所、秋田県東京事務所、大阪府東京事務所 山口県東京事務所（分室）、都道府県記者クラブ
6 階	全国知事会、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部 自治体衛星通信機構
5 階	全国都道府県議会議長会、福岡県東京事務所（分室） 自治医科大学、地域社会振興財団、地域医療振興協会 全国高速道路建設協議会、都道府県センター管理部 都道府県センター被災者生活再建支援基金部（コールセンター） 貸会議室（501,502 会議室）
4 階	貸会議室（401,404～410 会議室）、大分県東京事務所
3 階	知事会会議室、特別会議室、スタジオ
2 階	郵便局
1 階	101 大会議室、都道府県センター災害共済部
地下 1 階	赤坂歯科診療所、アヅマ理髪館、改造社書店 創造社（印刷・出版）、ファミリーマート（コンビニ） 蕎麦処こいけ（そば）、上海大飯店（中華料理） 防災センター

※ 「分室」とあるのは、東京事務所分室を指し、職員が常駐していない場合があります。

都道府県有財産の損害に対する相互救済事業  
(公益目的事業 4)

## I 建物共済事業

### 1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和3年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は474,125千円（対前年度比1.57%減）となり、災害共済金と災害見舞金を合わせた支払額229,066千円（同22.48%増）となった。

また、共済基金分担金総額に対する災害共済金及び災害見舞金の合計額の割合を示す損害率は、前年度の38.82%から48.31%へ上昇した。（資料参照）

そのうち、平成29年度より基率を大幅に引き上げた風力発電設備については、当年度1件支払い損害率は2.76%であった（R2年度損害率0.00%）。しかし、罹災報告を受けているものの未請求の案件が10件ある。

以上により、令和3年度の事業収支差額241,357千円を建物共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

（単位：千円）

加入物件	分担金収入 a	災害共済金		災害見舞金		合計	
		支払額 b	損害率 b/a	支払額 c	損害率 c/a	支払額 b+c	損害率 (b+c) /a
全体	474,125	213,763	45.08%	15,303	3.22%	229,066	48.31%
（うち風力発電）	24,613	681	2.76%	0	0.00%	681	2.76%

#### (1) 災害共済金

##### ① 共済加入状況

令和3年度において、47都道府県等から受託した物件の共済責任額については、3,195,580,934千円（対前年度比1.53%減）となっており、これに係る共済基金分担金は、474,125千円（同1.57%減）となっている。

##### ② 共済基金分担金平均基率

共済責任額千円に対する共済基金分担金の基率は平均0.14で、事業開始時（昭和27年）の5.06の2.76%相当となっている。

$$\frac{\text{共済基金分担金 } 474,125 \text{ 千円}}{\text{共済責任額 } 3,195,580,934 \text{ 千円}} \times 1,000 \text{ 円} \approx 0.14 / \text{千円}$$

##### ③ 災害共済金の状況

令和3年度の災害共済金については、支払件数418件（対前年度比12.55%減）で、災害共済金の支払額213,763千円（同53.02%増）となっている。支払額は、かながわ労働プラザ（神奈川県）の14,788千円や水産海洋技術センター内水面研究魚病センター棟（福岡県）13,473千円が上位の高額支払いとなった。

④ 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおりであり、件数が最も多いのは学校の179件で全体数の42.82%を占め、支払額が最も多いのはその他の95,619千円で全体の44.73%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害共済金		給付額(1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
学校	R3	179	42.82	37,482,703	17.53	209,401
	R2	215	44.98	45,938,592	32.89	213,668
	増減	△36		△8,455,889		
庁舎・事務所	R3	46	11.00	41,148,352	19.25	894,529
	R2	20	4.18	3,705,820	2.65	185,291
	増減	26		37,442,532		
警察	R3	28	6.70	8,864,412	4.15	316,586
	R2	40	8.37	7,156,819	5.12	178,920
	増減	△12		1,707,593		
病院	R3	2	0.48	3,470,775	1.62	1,735,388
	R2	7	1.46	1,858,992	1.33	265,570
	増減	△5		1,611,783		
公園	R3	12	2.87	17,128,493	8.01	1,427,374
	R2	8	1.67	4,386,988	3.14	548,374
	増減	4		12,741,505		
住宅	R3	41	9.81	8,845,474	4.14	215,743
	R2	51	10.67	14,836,526	10.62	290,912
	増減	△10		△5,991,052		
風力	R3	1	0.24	681,131	0.32	681,131
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	1		681,131		
太陽光	R3	6	1.44	522,369	0.24	87,062
	R2	15	3.14	2,587,244	1.85	172,483
	増減	△9		△2,064,875		
その他	R3	103	24.64	95,619,493	44.73	928,345
	R2	122	25.52	59,223,482	42.40	485,438
	増減	△19		36,396,011		
合計	R3	418	100.00	213,763,202	100.00	511,395
	R2	478	100.00	139,694,463	100.00	292,248
	増減	△60		74,068,739		

## イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり、自然災害が最も多く 287 件で、全件数の 68.66%を占めており、支払額も 153,368 千円で全体の 71.75%となっている。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害共済金		給付額（1件あたり）
		件数	割合	金額	割合	
火災	R3	7	1.67	13,655,559	6.39	1,950,794
	R2	10	2.09	13,705,799	9.81	1,370,580
	増減	△ 3		△ 50,240		
落雷	R3	77	18.42	42,579,821	19.92	552,985
	R2	94	19.67	25,403,132	18.18	270,246
	増減	△ 17		17,176,689		
破裂・爆発	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
自然災害	R3	287	68.66	153,368,331	71.75	534,384
	R2	324	67.78	95,903,452	68.65	295,998
	増減	△ 37		57,464,879		
車輛飛込等	R3	16	3.83	1,749,501	0.82	109,344
	R2	27	5.65	2,817,884	2.02	104,366
	増減	△ 11		△ 1,068,383		
航空機	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
暴力行為	R3	31	7.42	2,409,990	1.13	77,742
	R2	23	4.81	1,864,196	1.33	81,052
	増減	8		545,794		
合計	R3	418	100.00	213,763,202	100.00	511,395
	R2	478	100.00	139,694,463	100.00	292,248
	増減	△ 60		74,068,739		

## (2) 災害見舞金

災害見舞金は、熊本地震（H28.4.16）、その他の地震による被害の申請に対する交付であり、令和3年度は、102件（対前年度比 36.00%増）、15,303千円（同 67.65%減）を交付した。

平成28年度に処理を終えた平成23年3月11日に発生した東日本大震災による見舞金の申請は、特別に申請期限の延長を承認した福島県の立入制限区域内の案件116件について、引き続き申請期限の延長を行っている。

① 罹災物件及び罹災原因

ア 罹災物件

罹災物件を用途別に区分すると次表のとおり、件数が最も多いのは学校の70件で全体数の68.63%を占め、支払額も7,659千円で全体の50.05%を占めている。

(単位：円,%)

用途	年度	件数		災害見舞金		交付額(1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
学校	R3	70	68.63	7,659,900	50.05	109,427
	R2	51	68.00	5,828,758	12.32	114,289
	増減	19		1,831,142		
庁舎	R3	5	4.90	3,164,523	20.68	632,905
	R2	2	2.67	330,000	0.70	165,000
	増減	3		2,834,523		
警察	R3	8	7.84	1,247,090	8.15	155,886
	R2	10	13.33	3,356,764	7.09	335,676
	増減	△2		△2,109,674		
病院	R3	1	0.98	103,070	0.67	103,070
	R2	3	4.00	2,071,127	4.38	690,376
	増減	△2		△1,968,057		
公園	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
住宅	R3	7	6.86	674,508	4.41	0
	R2	1	1.33	65,600	0.14	65,600
	増減	6		608,908		
風力	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
太陽光	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
その他	R3	11	10.78	2,454,021	16.04	223,093
	R2	8	10.67	35,665,070	75.37	4,458,134
	増減	3		△33,211,049		
合計	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	R2	75	100.00	47,317,319	100.00	630,898
	増減	27		△32,014,207		

## イ 罹災原因

罹災原因別に区分すると次表のとおり地震と津波の2種類だが、令和3年度は地震のみで、件数は102件、災害見舞金支払額は15,303千円であった。

(単位：円,%)

罹災原因	年度	件数		災害見舞金		交付額(1件あたり)
		件数	割合	金額	割合	
地震	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	R2	75	100.00	47,317,319	100.00	630,898
	増減	27		△ 32,014,207		
津波	R3	0	0.00	0	0.00	0
	R2	0	0.00	0	0.00	0
	増減	0		0		
合計	R3	102	100.00	15,303,112	100.00	150,031
	R2	75	100.00	47,317,319	100.00	630,898
	増減	27		△ 32,014,207		

## 2 会議

(1) 令和3年度 都道府県センター建物共済業務担当課長・班長会議(書面開催)

日時 令和3年10月14日(木)

- 議事
- ・令和2年度建物共済事業の経営状況について
  - ・令和3年度建物共済加入物件罹災状況について
  - ・建物共済事業に係る留意事項について
  - ・災害共済委託実績確認について

(2) 建物共済事業運営協議会

開催実績なし

## 3 規程の改正等

令和3年度においても、引き続き本事業における加入団体間の公平性確保に努めた。

事務局組織の改編によって「災害共済部」が「事業部災害共済課」に変更されることに伴い、災害共済事業業務方法書及び建物共済事業運営協議会規程で使用されている組織名の改正を行った。

## 4 その他

平成29年度に実施した2回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額(285億円)を目途に、共済備金積立資産(当年度末残高222億円)への積立を継続することとしている。

## II 機械損害共済事業

### 1 災害共済金及び災害見舞金の支払

令和3年度の共済基金分担金収入額（解約返戻金差引後）は、362,096千円（対前年度比3.6%増）、災害共済金支払額は1,553千円（同81.18%減）となっている。

また、令和3年度の事業収支差額361,727千円を機械損害共済事業業務規程に基づき共済備金積立資産へ繰り入れた。

#### (1) 災害共済金

##### ① 共済加入状況

令和3年度は、前年度と同様24都道府県1市となっており、加入物件数（管理事務所を含む）は、347件となった。

共済責任額は、286,113,219千円（対前年度比3.52%増）で、これに係る共済基金分担金は362,096千円（同3.62%増）となっている。（資料参照）

##### ② 災害共済金の状況

支払件数は2件で、災害共済金1,553千円（対前年度比81.18%減）を支払った。

なお、共済基金分担金に対する災害共済金の割合を示す損害率は、0.43%となっている。

#### (2) 災害見舞金

該当なし

### 2 会 議

機械損害共済業務調査員会議（書面開催）

日 時 令和3年11月26日（金）

- 議 事
- ・災害共済金支給案件の罹災状況について（令和2年度支給分）
  - ・令和2年度機械損害共済事業経営状況について

### 3 規程の改正等

平成28年4月1日に改正した「新調達価額の決定について」（理事長通知）に基づき、令和4年度の加入契約に適用する新調達価額算定係数の算出を行った。

また、事務局組織の改編によって「災害共済部」が「事業部災害共済課」に変更されるに伴い、災害共済事業業務方法書及び機械損害共済業務運営協議会規程で使用されている組織名の改正を行った。

### 4 その他

建物共済事業と同様、平成29年度に実施した2回目のリスク調査の結果を踏まえ、支払準備資産に関する規程に基づく限度額（115億円）を目途に、共済備金積立資産（当年度末残高108億円）への積立を継続している。

# 法人の運営

## 1 理事会・評議員会の開催

令和3年度における当法人の理事会及び評議員会の開催状況は以下のとおりである。議案はいずれも原案どおり可決され、報告は了承された。なお、令和4年3月31日現在の当法人の役員等は、資料のとおりである。

(1) 令和3年度第1回理事会（決議の省略）

日 時 令和3年5月7日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

(2) 令和3年度第2回理事会（決議の省略）

日 時 令和3年5月20日

議 事 ・ 評議員会への付議事項について

(3) 令和3年度第1回評議員会（決議の省略）

日 時 令和3年5月24日

議 事 ・ 評議員の選任について  
・ 理事の選任について  
・ 監事の選任について

(4) 令和3年度第2回評議員会（決議の省略）

日 時 令和3年5月31日

議 事 ・ 監事の選任について

(5) 令和3年度第3回理事会（開催・ウェブシステム利用）

日 時 令和3年6月16日 11:30～11:45

場 所 都道府県会館

議事・報告

- ・ 令和2年度事業報告及び決算について
- ・ 評議員会への付議事項について
- ・ 理事長の職務執行状況について
- ・ 常務理事の職務執行状況について
- ・ 令和2年度における利益相反取引について
- ・ 仙台市マンション訴訟について

(6) 令和3年度第3回評議員会（決議の省略）

日 時 令和3年6月28日

議 事 ・ 公益財団法人都道府県センター一定款の一部改正について  
・ 理事の選任について

(7) 令和3年度第4回評議員会（報告の省略）

日 時 令和3年6月28日

報 告 ・ 令和2年度事業報告及び決算について

- (8) 令和3年度第4回理事会（決議の省略）  
日 時 令和3年7月2日  
議 事 ・ 理事長の選定について  
          ・ 常務理事の選定について
- (9) 令和3年度第5回理事会（決議の省略）  
日 時 令和3年8月23日  
議 事 ・ 評議員会への付議事項について
- (10) 令和3年度第5回評議員会（決議の省略）  
日 時 令和3年8月31日  
議 事 ・ 評議員の選任について  
          ・ 理事の選任について  
          ・ 監事の選任について
- (11) 令和3年度第6回理事会（決議の省略）  
日 時 令和3年9月6日  
議 事 ・ 理事長の選定について
- (12) 令和3年度第7回理事会（決議の省略）  
日 時 令和3年12月15日  
議 事 ・ 公益財団法人都道府県センター使用規則の一部改正について
- (13) 令和3年度第8回理事会（開催・ウェブシステム利用）  
日 時 令和4年2月8日 13:00～13:20  
議事・報告  
          ・ 令和4年度事業計画及び予算について  
          ・ 利益相反取引の承認について  
          ・ 公益財団法人都道府県センター就業規則の一部改正について  
          ・ 公益財団法人都道府県センター事務局の組織改編について  
          ・ 評議員会への付議事項について  
          ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について
- (14) 令和3年度第9回理事会（決議の省略）  
日 時 令和4年3月1日  
議 事 ・ 評議員会への付議事項について
- (15) 令和3年度第6回評議員会（決議の省略）  
日 時 令和4年3月16日  
議 事 ・ 評議員の選任について  
          ・ 理事の選任について

(16) 令和3年度第10回理事会（決議の省略）

日 時 令和4年3月28日

議 事 ・ 常務理事の選定について

・ 罹災証明書変更に係る関係事務の適正化について

## 2 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 体制整備に関する決定事項について

令和3年度の体制整備に関する理事会での決定事項は以下のとおり。

決議の日	項目	概要
R3.12.15	公益財団法人都道府県センター使用規則（一部改正）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都道府県会館4階の402・403会議室を廃止して大分県東京事務所に変更し、5階に代替の会議室を設けるため、使用規則について所要の改正を行った。</li><li>・ 令和3年12月18日施行。</li></ul>
R4.2.8	公益財団法人都道府県センター就業規則（一部改正）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 労働基準法の趣旨に沿い、切り捨てとしていた1日未満の端数の年次有給休暇について翌年に限り繰り越しを可能とした。</li><li>・ 人事院規則の改正に伴い、特別休暇に不妊治療に係る通院等をするための休暇を新設した。</li><li>・ 国に準じ、病気休暇の療養期間について、週休日、休日及び代休日を含めて最長90日間となるよう明確化した。</li><li>・ 令和4年1月1日施行。</li></ul>
	公益財団法人都道府県センター事務局の組織改編に係る関係規則等の改正	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年4月1日より、事務局を3部（管理部、災害共済部、被災者生活再建支援基金部）から2部（管理部、事業部）へ改め、事務局組織の簡素化を図り、効率的な組織運営を行い、人材の適切な運用を図るため、当法人の関係規則等を改めた。</li><li>・ 令和4年4月1日施行。</li></ul>
R4.3.28	罹災証明書変更に係る関係事務の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 罹災証明書の変更による支援金返還の問題について、法的には解決されたが、今後も罹災証明書変更そのものは想定されるため、これに備えて事務の適正化を図った（被災者生活再建支援事業業務規程等を改正）。</li><li>・ 令和4年6月1日施行。</li></ul>

(2) 体制の運用状況について

①規程等の整備については以下のとおり。

規程等	概要
公益財団法人都道府県センター事務局職員等の旅費に関する規程及び評議員及び役員等の報酬等に関する規則施行細則（一部改正）	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅費の調整等について、旅費法の規定に準じ、特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合、その必要とする部分の旅費を支給することができることとする根拠規定を新たに追加した。</li><li>・令和4年1月1日施行。</li></ul>
公益財団法人都道府県センター会議室使用規程（一部改正）	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県会館4階の402・403会議室を廃止して大分県東京事務所に変更し、5階に代替の会議室を設けるため、「公益財団法人都道府県センター使用規則」を改正することに合わせ、所要の改正を行った。</li><li>・令和3年12月18日施行。</li></ul>
公益財団法人都道府県センター事務局の改編に係る関係規程等の改正	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月1日より、事務局を3部（管理部、災害共済部、被災者生活再建支援基金部）から2部（管理部、事業部）に改めることに合わせ、次の関係規程等を改正した。<ul style="list-style-type: none"><li>◇被災者生活再建支援金支給対象被災者に関する個人情報取扱方針</li><li>◇公益財団法人都道府県センター特定個人情報取扱規程</li><li>◇公益財団法人都道府県センター文書管理規則施行細則</li><li>◇公益財団法人都道府県センター事務局職員の給与に関する規則施行規程</li><li>◇公益財団法人都道府県センター契約及び入札の実施に関する要綱</li></ul></li></ul>
公益財団法人都道府県センター事務局職員の育児休業及び介護休暇等に関する規程（一部改正）	<ul style="list-style-type: none"><li>・休憩時間（1時間）を45分に短縮できるようにすることにより、職員の介護及び育児等を支援する制度の拡充を図った。</li><li>・令和4年4月1日施行。</li></ul>

公益財団法人道府県センター役員等名簿

令和4年3月31日

役職名	職	氏名
評議員	山形県知事 静岡県知事 愛知県知事 京都府知事 高知県知事 佐賀県知事	吉村美栄子 川勝平太 大村秀章 西脇隆俊 濱田省司 山口祥義
理事長 理事 常務理事	鳥取県知事 青森県東京事務所長 長野県東京事務所長 石川県東京事務所長 兵庫県東京事務所長 広島県東京事務所長 熊本県東京事務所長 全国知事会事務総長	平井伸治 荒関浩巳 小野沢弘夫 横川浩三 河本要 小早川一英 内田清之 古尾谷光男
監事	岩手県東京事務所長 滋賀県東京本部長 宮崎県東京事務所長	平井省三 富家信次 吉村達也
会計監査人	監査法人	清泉監査法人

(評議員6名、理事8名、監事3名)

令和3年度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。したがって、令和3年度事業報告においては、附属明細書は作成しない。

令和4年6月

公益財団法人都道府県センター